

(様式3)

校種	④ ・ 中 どちらかに○	学校番号	43	学校名	宇都宮市立篠井小学校
----	-----------------	------	----	-----	------------

令和7年度 児童生徒指導に関する取組

1 児童生徒指導上の主な実態

(1) 問題行動等調査から

- 「いじめに関するアンケート」から、悪口を言われるなど友人間のトラブルについて数件認知した。
いじめ案件については、教育相談等を通して、解決が見られ解消した。
- 様々な事情で朝から登校できない児童や、不登校の児童が見られるが、組織的・継続的に対応している。
- 問題行動等で配慮すべき児童に関しては、職員間で共通理解を図り指導に当たった。

(2) 国・県・市の児童生徒質問紙・学校質問紙などから

- 「時と場に応じたあいさつ」については、全学年で肯定的回答の割合が高く、徐々に児童の意識が高まってきている。自ら進んで明るく元気なあいさつができるように、今後も継続して指導していく。
- 「テレビの視聴」や「ゲームの使用」については、家庭による個人差はあるが、市の平均と比べやや長い傾向が見られる。今後も家庭と連携し家での過ごし方や生活改善ができるように働きかけていく。
- 「自分自身のこと」については、多くの項目で高い肯定割合になっている。ただし、全体的には様々な事柄を肯定的に捉えている児童が多く見られ、実態とは若干の差が見られる項目もある。また、学年による差も見られるため、異学年交流や縦割り班（ふれあい班）活動を通して、各学年の良さを広げる機会を設定していく。
- 携帯電話やスマートフォンについては、フィルタリングやルールについての考え方の差が大きく、管理が十分な家庭も多く見られるが、今後も継続して周知していきたい。

(3) 学校生活の状況から

- 素直で明るく、男女を問わず仲良く活動することができる児童が多い。また、縦割り班活動等の経験から、相手を思いやり仲良く活動することができる。一方で自己中心的な言動によりトラブルになる児童もおり、上手なコミュニケーションの取り方について、日常的に指導している。
- 発達段階に応じて学習や生活の中で配慮をしながら、個別指導を実施したり関係機関と連携したりしながら指導を行っている。

2 今年度の重点目標

「自己のよさを活かし、他のよさを認め、尊重する態度の涵養」

※学校経営計画5 今年度の重点目標より

3 今年度の取組（「第2次宇都宮市学校教育推進計画後期計画」に関する取組は文頭に★、「令和7年度指導の重点」に関する取組は文頭に□、不登校対策における取組のうち重点は文頭に○）

(1) 基本的生活習慣の育成ならびに規範意識の醸成

- ★ 教師・児童共に授業への取り組み方の意識を高めるために、「あいさつ」「姿勢」「返事」の指導の徹底（小中一貫・ポスターの掲示）

- ★ 学校のきまりやマナーを守ることや、廊下や階段の歩行に対する指導の徹底(通年)
- あいさつ運動の実施と称賛により、明るく元気なあいさつの習慣化

【年2回：6月(小中一貫)、11月(小中一貫)】

- 「篠井小よい子の約束」の順守と習慣化の徹底
- 縦割り班による清掃を通した、義務や責任を果たすことの実践(通年)
- 話を聞く態度の育成(通年)
 - ・ 児童指導主任を中心として、生活目標の達成を目指した指導の徹底
 - ・ 具体的な目標をもたせるために、ふり返りカードの活用
 - ・ 全員が参加して学級目標を作成(4月)
 - ・ 「ノースマホデー」の呼び掛け等、情報モラル教育の実施
 - ・ 人、自然、地域とのかかわりを通した体験活動の実施(通年)

(2) いじめや不登校の未然防止の取組

- ★□○いじめゼロ強調月間を設定し、いじめゼロ集会の開催・児童作成の標語掲示(年2回)
- ★□○「学校いじめ防止基本方針」の周知徹底及びそれに基づいた取組の推進
- ★□○いじめや悩みに関する実態調査の実施(年4回：5月、9月、11月、2月)によるいじめの未然防止及び早期発見

- 人権週間における標語募集や人権集会の実施における人権意識の高揚
- 授業参観におけるいじめを題材にした授業の実施(道徳や学級活動等)
- 「不登校対策の手引書」に基づいた学級・学校運営の取組の推進
- いじめ等対策委員会やケース会議による配慮すべき児童の情報交換

(3) 望ましい学級集団づくり

- ★□○児童一人一人が認められ、居がいのある温かい雰囲気のある学校・学級作り(通年)
- ★ 学校外の施設や地域の方との交流を通した人とのつながりを深める体験活動の実施
- 異学年集団(ふれあい班)による活動の実施(月1回第2水曜日：なかよしタイム)
- Q-Uを生かした学級経営(学級の実態調査・把握、事例研の実施、事例検討会による児童理解)
 - ・ 児童を中心とした、様々な企画の実施
 - ・ 学級経営計画作成と実践(作成5月、評価10・3月)
 - ・ 児童と教師と一緒に活動する「共遊」の実施(毎週水曜日：なかよしタイム)
 - ・ 支援体制の整備を目的とした、SCMの活用や定期教育相談の実施(6月、12月)

(4) 個に応じた指導の充実

- ★□○児童指導研修会・校内支援委員会等、校内支援体制作りによる協働での支援の研修と指導力の向上
- 定期教育相談の実施(6月、12月)
- 担任やその他の教師の日常の声掛けによる児童理解
- 日常生活指導や状況に応じた随時の教育相談
 - ・ 児童の記録の蓄積や、個別の指導計画の作成(通年)
 - ・ 打合せ等を利用した情報交換と指導の共通理解

(5) 家庭・地域、関係機関などとの連携

- ★ 保護者との共通理解を図り、情報交換の場としてのフリー参観や授業参観の開催と学級懇談会や個人懇談等の実施
- ★ 魅力ある学校づくり地域協議会や各種地域団体会議等を通した地域社会との連携
- 保護者との面談による共通理解とスクールカウンセラーや関係諸機関との連携による支援
 - ・ 児童養護施設「下野三楽園」との情報交換の実施(年2回：5月、9月)
 - ・ 学校だよりや学年だより等、各種たよりの定期的な発行による保護者への啓発
 - ・ 地域学校園児童生徒指導強化連絡会の開催